

議案第 14 号

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立幼稚園設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 108 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(設置) 第 1 条 本市は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、橋本市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。		(設置) 第 1 条 本市は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、橋本市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
橋本市立紀見幼稚園	橋本市御幸辻 284 番地	橋本市立紀見幼稚園	橋本市御幸辻 284 番地
橋本市立境原幼稚園	橋本市小峰台一丁目 25 番地の 1	橋本市立柱本幼稚園	橋本市紀見ヶ丘一丁目 18 番 1 号
		橋本市立境原幼稚園	橋本市小峰台一丁目 25 番地の 1

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。